

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月12日提出
【計算期間】	第11特定期間(自 2021年12月14日至 2022年6月13日)
【ファンド名】	スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(安定型) スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(安定成長型) スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(成長型)
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、利子収益および配当収益の確保ならびに値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
	海外	債券		
	内外	不動産投信	M R F	特殊型 ()
		その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回				T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	日本				
中小型株	年6回 (隔月)	北米				
債券	年12回 (毎月)	欧州				
一般	日々	アジア				
公債		オセアニア				
社債		中南米				
その他債券		アフリカ				
クレジット属性	その他 ()	中近東 (中東)				
		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、商品)))						
資産複合 ()						

ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われる従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M MF(マネー・マネジメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「M MF等の運営に関する規則」に規定するM MFをいいます。
	M RF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「M MF等の運営に関する規則」に規定するM RFをいいます。
	E TF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

	大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、債券、リートおよび金を実質的な主要投資対象とし、利子収益および配当収益の確保ならびに値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色
I

日本を含む世界各国の株式、債券、リートおよび金に分散投資を行います。

- ◆投資信託証券への投資を通じて、主として「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」、「金」の9資産(以下「9資産」といいます。)に分散投資を行います。
- ◆9資産のそれぞれについて、投資対象となる投資信託証券を指定し(以下「指定投資信託証券」といいます。)、その中から選定した投資信託証券に投資します。
- ◆「金」の投資信託証券には継続的に投資を行うことを基本とし、当該投資信託証券の組入比率の上限については純資産総額の原則50%未満とします。なお、組入比率については市況動向等を勘案し、適宜見直しを行います。また、「金」の投資信託証券の組入部分については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。
- ◆投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

■ 指定投資信託証券(2022年6月末現在)

投資対象地域				
		日本	先進国	新興国
投資対象資産	株式	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際JPX日経インデックス400 オープン(適格機関投資家専用) ● MUAM インデックスファンド TOPIXI(適格機関投資家限定) ● 日本株式最小分散インデックス ファンド(適格機関投資家限定) ● iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF 	<ul style="list-style-type: none"> ● MUAM 外国株式インデックス ファンド(適格機関投資家限定) ● 先進国株式最小分散インデックス ファンド(適格機関投資家限定) ● 先進国株式コリティ・インデックス ファンド(適格機関投資家限定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ ファクター ETF ● iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF ● iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF
	債券	<ul style="list-style-type: none"> ● MUAM 日本債券インデックス ファンド(適格機関投資家限定) ● 国内物価連動国債インデックス ファンド(適格機関投資家限定) ● MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● MUAM 外国債券インデックス ファンド(適格機関投資家限定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF ● iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF
	リート	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● iシェアーズグローバル・リート ETF 	
	金		<ul style="list-style-type: none"> ● SPDR® ゴールド・シェア 	<ul style="list-style-type: none"> ● iシェアーズ ゴールド・トラスト

※指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券(当ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。)を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

特色2

安定型、安定成長型、成長型の3つのファンドから選択できます。

◆お客様のリスク許容度に応じて、以下の目標リスク水準の異なる3つのファンドをご用意しました。

<各ファンドの目標リスク水準>

- 安定型 (安定性重視) : 年率標準偏差 5.0%
- 安定成長型(安定性と成長性重視) : 年率標準偏差 8.0%
- 成長型 (成長性重視) : 年率標準偏差 12.0%

●目標リスク水準は、各ファンドの変動リスクの目処を表示したもので、各ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。

(なお、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。)

*一般に、リスクが大きい(小さい)ファンドほど期待されるリターンが大きく(小さく)なる傾向があります。(必ずしもこのような関係にならない場合があります。)

●各ファンド間でスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

【スイッチング】各ファンドを換金した受取金額をもって別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

特色3

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部から アドバイスを受け、運用を行います。

◆三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からのアドバイスを基に、各ファンドについて、9資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。

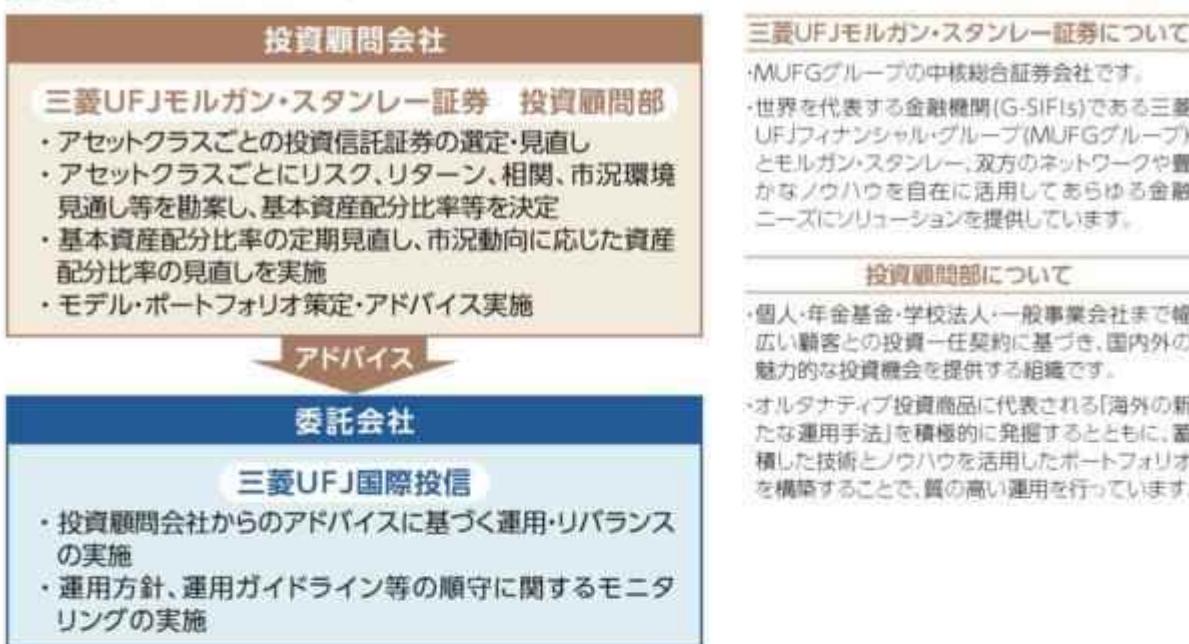
●定量・定性の評価等を勘案し、9資産についてそれぞれ期待リターンとリスクを推計のうえ、各ファンドの目標リスク水準において最も期待リターンが高くなると期待される9資産の組み合わせを基本資産配分比率として決定します。

●基本資産配分比率の決定は、原則として年4回行います。ただし、基本資産配分比率は市況動向等の事情によっては不定期に見直しを行う場合があります。なお、結果として、基本資産配分比率において一部の資産への配分が行われない場合があります。

*基本資産配分比率を維持するため、適宜リバランスを行います。

●投資信託証券の選定は、投資信託証券の流動性等を勘案して行います。なお、選定する投資信託証券は、適宜見直しを行います。

*指定投資信託証券の決定、投資する投資信託証券の選定等についても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からアドバイスを受けます。

■運用プロセスのイメージ

*上記は2022年6月末現在の運用プロセスのイメージであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成績等を示唆・保証するものではありません。

*上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

*委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色4

**金の投資信託証券の組入部分については、原則として為替ヘッジを行い、
為替変動リスクの低減をはかります。**

◆金以外の実質組入外貨建資産についても為替ヘッジを行う場合があります。

<為替ヘッジの活用>

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

特色5

3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎年3、6、9、12月の13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
収益分配方針

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。)

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券について

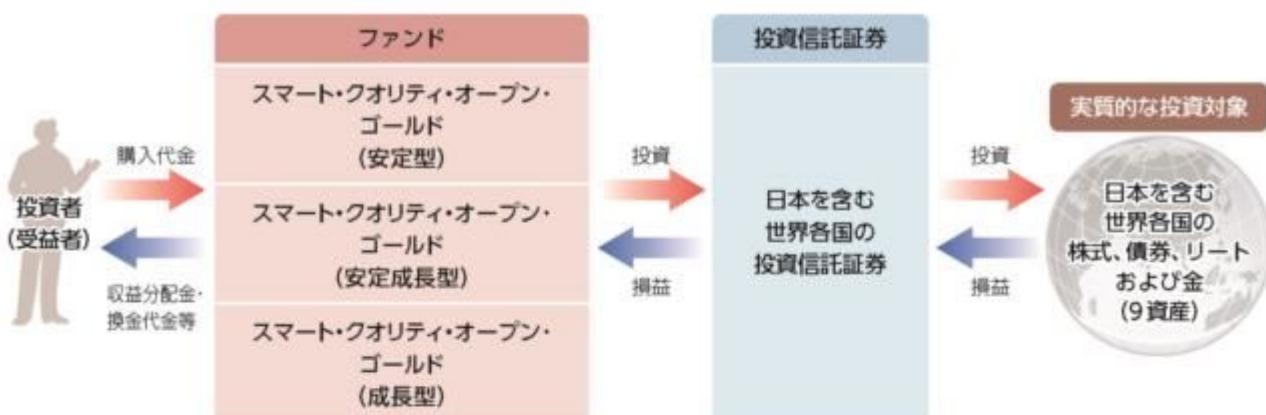
・MUFGグループの中核総合証券会社です。
・世界を代表する金融機関(G-SIFIs)である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFGグループ)ともルガン・スタンレー、双方のネットワークや豊かなノウハウを自在に活用してあらゆる金融ニーズにソリューションを提供しています。

投資顧問部について

・個人・年金基金・学校法人・一般事業会社まで幅広い顧客との投資一任契約に基づき、国内外の魅力的な投資機会を提供する組織です。
・オルタナティブ投資商品に代表される「海外の新たな運用手法」を積極的に発掘するとともに、蓄積した技術ヒノウハウを活用したポートフォリオを構築することで、質の高い運用を行っています。

■ ファンドのしくみ

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



上記の各ファンド間でスイッチングが可能です。

*販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

*スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年2月7日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)
--

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社(委託者)
三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益

投資対象ファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2022年6月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

- 設立年月日

1985年8月1日

- 資本金

2,000百万円

- 沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定型）」

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券、リートおよび金に投資を行います。

投資する投資信託証券は、原則として、「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」、「金」等の各資産（以下「各資産」といいます。）のそれぞれについて別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。

「金」の投資信託証券には継続的に投資を行うことを基本とし、当該投資信託証券の組入比率の上限については純資産総額の原則50%未満とします。なお、組入比率については市況動向等を勘案し、適宜見直しを行います。また、「金」の投資信託証券の組入部分については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

安定性を重視してあらかじめ設定した目標リスク水準に応じて各資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。基本資産配分比率の決定は、定量・定性の評価等を用いて定期的に行います。ただし、市況動向等の事情によっては、基本資産配分比率を不定期に見直す場合があります。

指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定成長型）」

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券、リートおよび金に投資を行います。

投資する投資信託証券は、原則として、「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」、「金」等の各資産（以下「各資産」といいます。）のそれぞれについて別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。

「金」の投資信託証券には継続的に投資を行うことを基本とし、当該投資信託証券の組入比率の上限については純資産総額の原則50%未満とします。なお、組入比率については市況動向等を勘案し、適宜見直しを行います。また、「金」の投資信託証券の組入部分については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

安定性と成長性を重視してあらかじめ設定した目標リスク水準に応じて各資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。基本資産配分比率の決定は、定量・定性の評価等を用いて定期的に行います。ただし、市況動向等の事情によっては、基本資産配分比率を不定期に見直す場合があります。

指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（成長型）」

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券、リートおよび金に投資を行います。

投資する投資信託証券は、原則として、「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」、「金」等の各資産（以下「各資産」といいます。）のそれぞれについて別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。

「金」の投資信託証券には継続的に投資を行うことを基本とし、当該投資信託証券の組入比率の上限については純資産総額の原則50%未満とします。なお、組入比率については市況動向等を勘案し、適宜見直しを行います。また、「金」の投資信託証券の組入部分については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

成長性を重視してあらかじめ設定した目標リスク水準に応じて各資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。基本資産配分比率の決定は、定量・定性の評価等を用いて定期的に行います。ただし、市況動向等の事情によっては、基本資産配分比率を不定期に見直す場合があります。

指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価

証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
・外国為替予約取引

(ご参考)

■ 指定投資信託証券の概要

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
国内 株式	国際JPX日経インデックス400オープン(適格機関投資家専用)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2200%(税抜0.2000%)	JPX日経インデックス400(配当込み)	日本の株式を主要投資対象として、JPX日経インデックス400(配当込み)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540%(税抜0.1400%)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象として、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2585%(税抜0.2350%)	MSCI日本株最小分散指數(配当込み)	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象として、MSCI日本株最小分散指數(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	シェアーズ MSCIジャパン高配当利回りETF(注1)	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2090%(税抜0.1900%)以内	MSCIジャパン高配当利回りインデックス	日本の株式等を主要投資対象として、MSCIジャパン高配当利回りインデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
国内 債券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540%(税抜0.1400%)	NOMURA-BPI総合	円建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、NOMURA-BPI総合に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2365%(税抜0.2150%)	NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)	日本の物価連動国債を主要投資対象として、NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540%(税抜0.1400%)	NOMURA-BPI国債超長期(11-)	日本の国債を主要投資対象として、NOMURA-BPI国債超長期(11-)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
国内 リート	国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2090%(税抜0.1900%)	S&P日本REIT指數(配当込み)	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、S&P日本REIT指數(配当込み)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
先進国 株式	MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2530%(税抜0.2300%)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.3300%(税抜0.3000%)	MSCIコクサイ最小分散指數(JPY)(配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ最小分散指數(JPY)(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.3300%(税抜0.3000%)	MSCIコクサイ・クオリティ指數(配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・クオリティ指數(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
先進国 債券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2090%(税抜0.1900%)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象として、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する運用成果を目指す投資信託です。

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
先進国リート	iシェアーズ グローバル・リート ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.14%	FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックス	先進国および新興国の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
新興国株式	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETF*	米ドル	ブラックロック・グループ	0.75%以内 (注2)	MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.75%以内	MSCI エマージング・マーケット・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.09%以内 (注3)	MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
新興国債券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建て エマージング・マーケット 債券 ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.40%以内	J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建て エマージング・マーケット 債券 UCITS ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.45%	J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
※	SPDR®ゴールド・シェア	米ドル	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー	0.40%	LBMA 午後金価格	LBMA午後金価格に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	iシェアーズ ゴールド・トラスト	米ドル	ブラックロック・グループ	0.25%	LBMA 午後金価格	LBMA午後金価格に連動する運用成果を目指す投資信託です。

*上記の信託(管理)報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

*上記のiシェアーズの各投資信託証券については、国内における消費税等相当額はかかりません((注1)の投資信託証券を除く)。

*これは国内未届けの投資信託証券であり、日本語名称は、iシェアーズ®の英文正式名称の直訳を示しています。

*(注2)の信託(管理)報酬率は、2023年12月末までの期間については、運用報酬を含む年間純経費率が0.25%を超えないことになっています(終了日は変更される可能性があります)。

*(注3)の信託(管理)報酬率は、2025年12月末までの期間については、0.09%以内となります(終了日は変更される可能性があります)。

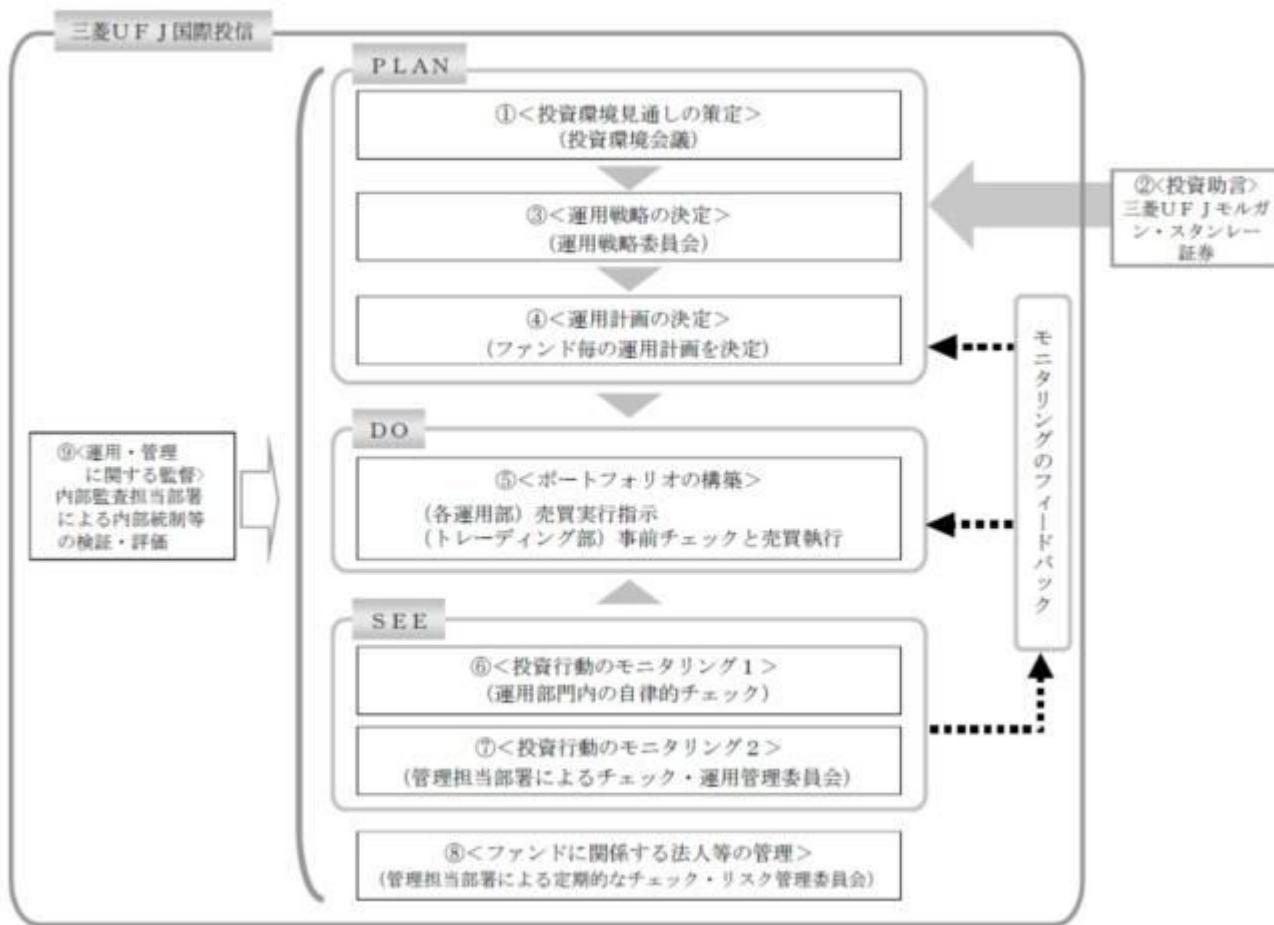
*上記は、2022年6月末現在の内容であり、実態に即して信託(管理)報酬率を記載している場合があります。なお、これらは、今後変更になる場合があります。

(出所)各運用会社の資料を基に三菱UFJ国際投信作成

■ 指定投資信託証券の対象指数(ベンチマーク)について

- 「JPX日経インデックス400(配当込み)」(以下「JPX日経インデックス400」といいます。)は、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」といいます。)及び株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研及び日経は、その運用及びファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券/パフォーマンスインデックスです。NOMURA 物価連動国債インデックス(フロアあり)とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行したフロアありの物価連動国債のパフォーマンスインデックスです。NOMURA-BPI国債 超長期(11-)とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行した固定利付債(個人向けは対象外)の残存期間11年以上の債券のパフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI国債のサブインデックスです。当該指値の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指値の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指値を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- MSCI ジャパン高配当利回りインデックス、MSCIコクサイ・クオリティ指値(配当込み、円換算ベース)、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス、MSCI 日本株最小分散指値(配当込み)、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)、MSCIコクサイ最小分散指値(JPY)(配当込み、円換算ベース)(出所:MSCI)。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります。その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したもので、FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- J.P.モルガンの各インデックスの情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。各インデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なく各インデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2016 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。
- S&P日本REIT指値(配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス(S&P DJI)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。S&P DJIは、同指値の調査、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。
- FTSE EPRA Nareitグローバルリート・インデックスとは、先進国および新興国リート・不動産関連株式の値動きを表す指値です。FTSE®は、London Stock Exchange Groupの会社が所有する商標であり、NAREIT®はNational Association of Real Estate Investment Trusts(以下「NAREIT」)が所有する商標であり、そしてEPRA®はEuropean Public Real Estate Association(以下「EPRA」)が所有する商標であります。ライセンス契約に基づき、FTSE International Limited(以下「FTSE」)が使用します。当該指値は、FTSEが算出を行います。FTSE、Euronext N.V.、NAREIT、もしくはEPRAは、本商品のスポンサー、保証、販売促進を行っておらず、さらにいかなる形においても本商品に関わっておらず、一切の責務を負うものではありません。インデックスの価格および構成リストにおける全ての知的所有権はFTSE、Euronext N.V.、NAREIT、そしてEPRAに帰属します。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

ファンドは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、**③**で策定された投資環境見通し、および**②**の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

④で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有

効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

原則として、決算日の基準価額水準が、当初元本額10,000円（10,000口当たり）を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象収益額の範囲内で、全額分配を行います。（資金動向や市況動向等により変更する場合があります。）

なお、分配対象収益額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

株式

株式への直接投資は行いません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。

・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

・債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

・リートの価格は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる

収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリートの配当（分配金）利回りの

相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落することがあります。組入リートの価格下落は、基準価額の下落要因となります。

・金の価格は、金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。

金の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行う場合があります。実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行わない場合があるため、為替変動の影響を受けます。為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当

分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク

有価証券の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなることがあります。

カントリー・リスク

ファンドは、新興国の有価証券等に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

安定型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

安定成長型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

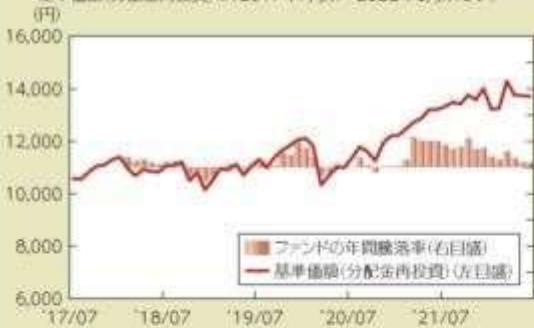
・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

成長型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年2月～2022年6月末です。
基準価額(分配金再投資)は、2017年7月末～2022年6月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年7月末～2022年6月末)
ファンドの年間騰落率は、2018年2月～2022年6月末です。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記事項
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指教値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指教の算出、指教値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ソウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)のサブインデックスです。当該指教の知的財産権およびその他の一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指教の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではありません。当該指教を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤認、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指教で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指教の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指教は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 1.10% (税抜1.00%) を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申

込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、次に掲げる率を乗じて得た額とし、日々各ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託報酬率	
安定型	年0.990% (税抜 0.900%)
安定成長型	年1.100% (税抜 1.000%)
成長型	年1.210% (税抜 1.100%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

	配分(税抜)			対価として提供する役務の内容
	安定型	安定成長型	成長型	
委託会社	0.470%	0.520%	0.570%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.400%	0.450%	0.500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.030%	0.030%	0.030%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記の他に各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券に関しても信託(管理)報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りです。

実質的な信託報酬率	
安定型	年率1.240% ± 0.10%程度(税込)
安定成長型	年率1.350% ± 0.10%程度(税込)
成長型	年率1.460% ± 0.10%程度(税込)

実質的な信託報酬率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率を、各ファンドの資産配分比率に基づき算出したものです(2022年6月末現在)。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算で表示しています。

各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託(管理)報酬率の詳細について

は、「(ご参考) 指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】**【スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定型）】****(1) 【投資状況】**

令和4年6月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,236,120,045	82.48
投資証券	アメリカ	409,024,043	15.09
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		65,970,553	2.43
純資産総額		2,711,114,641	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年 6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	589,832,811	1.2184	718,652,296	1.2087	712,930,918	26.30
日本	投資信託受益 証券	MUKAM 日本超長期国債インデッ クスファンド(適格機関投資家限 定)	338,140,493	0.9486	320,779,624	0.9291	314,166,332	11.59
アメリカ	投資証券	ISHARES GOLD TRUST	65,046	4,860.34	316,145,727	4,722.29	307,166,335	11.33
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国株式インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	76,954,213	3.0674	236,055,579	2.9677	228,377,017	8.42
日本	投資信託受益 証券	国内物価連動国債インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	222,149,598	1.0237	227,414,543	1.0188	226,326,010	8.35
日本	投資信託受益 証券	MUAM インデックスファンド TO PIXi(適格機関投資家限定)	128,468,305	1.7091	219,565,180	1.6675	214,220,898	7.90
日本	投資信託受益 証券	日本株式最小分散インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	150,776,887	1.4016	211,328,884	1.3991	210,951,942	7.78
日本	投資信託受益 証券	先進国株式最小分散インデックス ファンド(適格機関投資家限定)	58,880,400	1.9452	114,534,154	1.9487	114,740,235	4.23
日本	投資信託受益 証券	先進国株式クオリティ・インデック スファンド(適格機関投資家限定)	56,615,905	1.897	107,400,371	1.8356	103,924,155	3.83
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	63,711,013	1.5281	97,356,798	1.5245	97,127,439	3.58
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	124,043	669.73	83,075,566	646.22	80,159,444	2.96
日本	投資信託受益 証券	国内リートインデックス・ファンド (適格機関投資家限定)	9,099,339	1.4907	13,564,384	1.4677	13,355,099	0.49
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	1,138	7,637.67	8,691,678	7,588.47	8,635,683	0.32
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,336	5,621.64	7,510,522	5,506.83	7,357,134	0.27
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,715	3,367.79	5,775,769	3,326.79	5,705,447	0.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	82.48
投資証券	15.09
合計	97.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成29年 3月13日)	2,635,639,432	2,667,529,368	10,000	10,121
第2計算期間末日 (平成29年 6月13日)	4,715,308,858	4,762,457,989	10,001	10,101
第3計算期間末日 (平成29年 9月13日)	4,810,274,297	4,864,627,452	10,001	10,114
第4計算期間末日 (平成29年12月13日)	5,788,834,960	5,912,125,342	10,001	10,214
第5計算期間末日 (平成30年 3月13日)	6,015,222,364	6,015,222,364	9,904	9,904
第6計算期間末日 (平成30年 6月13日)	5,581,059,356	5,581,059,356	9,993	9,993
第7計算期間末日 (平成30年 9月13日)	5,335,327,630	5,335,327,630	9,854	9,854
第8計算期間末日 (平成30年12月13日)	5,077,149,015	5,077,149,015	9,773	9,773
第9計算期間末日 (平成31年 3月13日)	4,871,843,248	4,871,843,248	9,930	9,930
第10計算期間末日 (令和 1年 6月13日)	4,755,005,177	4,757,858,114	10,000	10,006
第11計算期間末日 (令和 1年 9月13日)	3,017,509,748	3,076,353,933	10,000	10,195
第12計算期間末日 (令和 1年12月13日)	3,011,246,231	3,034,734,620	10,000	10,078
第13計算期間末日 (令和 2年 3月13日)	2,913,598,938	2,913,598,938	9,503	9,503
第14計算期間末日 (令和 2年 6月15日)	2,878,912,460	2,878,912,460	9,473	9,473
第15計算期間末日 (令和 2年 9月14日)	2,925,227,867	2,925,227,867	9,734	9,734
第16計算期間末日 (令和 2年12月14日)	2,958,564,193	2,958,564,193	9,868	9,868
第17計算期間末日 (令和 3年 3月15日)	2,908,000,984	2,917,888,410	10,000	10,034
第18計算期間末日 (令和 3年 6月14日)	2,881,673,653	2,970,429,414	10,000	10,308
第19計算期間末日 (令和 3年 9月13日)	2,872,181,439	2,910,093,560	10,000	10,132
第20計算期間末日 (令和 3年12月13日)	2,897,165,322	2,897,165,322	9,986	9,986
第21計算期間末日 (令和 4年 3月14日)	2,724,148,430	2,724,148,430	9,768	9,768
第22計算期間末日 (令和 4年 6月13日)	2,744,077,537	2,744,077,537	9,957	9,957
令和 3年 6月末日	2,910,037,224		9,941	
7月末日	2,895,335,717		10,011	
8月末日	2,889,875,867		10,061	
9月末日	2,851,293,555		9,871	
10月末日	2,873,667,412		9,989	
11月末日	2,886,450,385		9,929	
12月末日	2,943,845,751		10,075	
令和 4年 1月末日	2,849,546,311		9,765	

2月末日	2,793,731,856		9,745	
3月末日	2,842,808,412		10,092	
4月末日	2,757,036,886		9,903	
5月末日	2,732,826,144		9,902	
6月末日	2,711,114,641		9,800	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	121円
第2計算期間	100円
第3計算期間	113円
第4計算期間	213円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	6円
第11計算期間	195円
第12計算期間	78円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	34円
第18計算期間	308円
第19計算期間	132円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	1.21
第2計算期間	1.01
第3計算期間	1.12
第4計算期間	2.12
第5計算期間	0.96
第6計算期間	0.89

第7計算期間	1.39
第8計算期間	0.82
第9計算期間	1.60
第10計算期間	0.76
第11計算期間	1.95
第12計算期間	0.78
第13計算期間	4.97
第14計算期間	0.31
第15計算期間	2.75
第16計算期間	1.37
第17計算期間	1.68
第18計算期間	3.08
第19計算期間	1.32
第20計算期間	0.14
第21計算期間	2.18
第22計算期間	1.93

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,667,199,955	31,668,022	2,635,531,933
第2計算期間	2,115,503,822	36,122,654	4,714,913,101
第3計算期間	357,320,856	262,220,187	4,810,013,770
第4計算期間	1,350,982,231	372,715,109	5,788,280,892
第5計算期間	648,737,317	363,471,259	6,073,546,950
第6計算期間	83,082,486	571,444,993	5,585,184,443
第7計算期間	148,095,025	318,715,320	5,414,564,148
第8計算期間	4,632,357	223,992,214	5,195,204,291
第9計算期間	22,959,715	312,196,370	4,905,967,636
第10計算期間	20,341,935	171,413,736	4,754,895,835
第11計算期間	16,843,802	1,754,089,120	3,017,650,517
第12計算期間	101,507,330	107,825,861	3,011,331,986
第13計算期間	134,535,860	79,963,987	3,065,903,859
第14計算期間	6,547,216	33,267,497	3,039,183,578
第15計算期間	10,806,169	44,871,895	3,005,117,852
第16計算期間	43,620,088	50,513,715	2,998,224,225
第17計算期間	3,485,482	93,643,172	2,908,066,535
第18計算期間	7,356,759	33,742,742	2,881,680,552
第19計算期間	51,016,251	60,566,419	2,872,130,384
第20計算期間	67,300,592	38,074,495	2,901,356,481

第21計算期間	29,345,240	141,957,426	2,788,744,295
第22計算期間	39,264,678	71,963,496	2,756,045,477

【スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(安定成長型)】

(1) 【投資状況】

令和4年6月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	263,426,995	73.09
投資証券	アメリカ	87,179,245	24.19
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		9,796,467	2.72
純資産総額		360,402,707	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	ISHARES GOLD TRUST	12,317	4,860.34	59,864,818	4,722.29	58,164,495	16.14
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	15,910,878	3.0674	48,805,515	2.9677	47,218,712	13.10
日本	投資信託受益 証券	MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	25,391,922	1.7091	43,397,333	1.6675	42,341,029	11.75
日本	投資信託受益 証券	日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	30,208,819	1.4016	42,340,680	1.3991	42,265,158	11.73
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	33,973,518	1.2163	41,323,912	1.2087	41,063,791	11.39
日本	投資信託受益 証券	先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12,438,988	1.9452	24,196,319	1.9487	24,239,855	6.73
日本	投資信託受益 証券	先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12,382,143	1.897	23,488,925	1.8356	22,728,661	6.31
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	32,788	669.73	21,959,173	646.22	21,188,361	5.88
日本	投資信託受益 証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	16,374,520	0.9472	15,510,219	0.9291	15,213,566	4.22
日本	投資信託受益 証券	国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11,886,508	1.0234	12,165,722	1.0188	12,109,974	3.36
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7,521,267	1.5281	11,493,248	1.5245	11,466,171	3.18
日本	投資信託受益 証券	国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	3,256,850	1.4907	4,854,986	1.4677	4,780,078	1.33
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	431	7,637.67	3,291,839	7,588.47	3,270,632	0.91

アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	550	5,621.64	3,091,906	5,506.83	3,028,760	0.84
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	459	3,367.79	1,545,818	3,326.79	1,526,997	0.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	73.09
投資証券	24.19
合計	97.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成29年 3月13日)	591,161,966	602,216,019	10,001	10,188
第2計算期間末日	(平成29年 6月13日)	683,139,457	693,523,227	10,000	10,152
第3計算期間末日	(平成29年 9月13日)	651,925,706	664,181,366	10,000	10,188
第4計算期間末日	(平成29年12月13日)	603,340,693	623,129,940	10,000	10,328
第5計算期間末日	(平成30年 3月13日)	860,656,426	860,656,426	9,823	9,823
第6計算期間末日	(平成30年 6月13日)	817,775,358	817,775,358	9,984	9,984
第7計算期間末日	(平成30年 9月13日)	767,731,486	767,731,486	9,809	9,809
第8計算期間末日	(平成30年12月13日)	721,588,617	721,588,617	9,675	9,675
第9計算期間末日	(平成31年 3月13日)	424,370,487	424,370,487	9,890	9,890
第10計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	408,345,751	408,345,751	9,934	9,934
第11計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	408,804,515	419,269,605	10,000	10,256
第12計算期間末日	(令和 1年12月13日)	396,393,296	405,074,096	10,000	10,219
第13計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	367,167,250	367,167,250	9,181	9,181

第14計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	385,418,770	385,418,770	9,508	9,508
第15計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	401,708,667	401,708,667	9,932	9,932
第16計算期間末日	(令和 2年12月14日)	376,063,154	381,967,193	10,000	10,157
第17計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	377,703,020	389,713,516	10,000	10,318
第18計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	368,335,949	384,579,091	10,000	10,441
第19計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	382,277,484	390,343,844	10,000	10,211
第20計算期間末日	(令和 3年12月13日)	378,608,526	378,608,526	9,979	9,979
第21計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	354,825,866	354,825,866	9,694	9,694
第22計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	365,094,517	367,869,359	10,000	10,076
	令和 3年 6月末日	371,726,230		9,926	
	7月末日	381,141,728		10,003	
	8月末日	385,604,167		10,084	
	9月末日	378,575,262		9,817	
	10月末日	387,143,616		10,006	
	11月末日	375,666,063		9,909	
	12月末日	379,271,190		10,136	
	令和 4年 1月末日	363,451,301		9,688	
	2月末日	354,802,157		9,696	
	3月末日	376,324,975		10,272	
	4月末日	360,543,243		9,970	
	5月末日	361,886,747		9,970	
	6月末日	360,402,707		9,820	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	187円
第2計算期間	152円
第3計算期間	188円
第4計算期間	328円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	256円
第12計算期間	219円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円

第16計算期間	157円
第17計算期間	318円
第18計算期間	441円
第19計算期間	211円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	76円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.88
第2計算期間	1.50
第3計算期間	1.88
第4計算期間	3.28
第5計算期間	1.77
第6計算期間	1.63
第7計算期間	1.75
第8計算期間	1.36
第9計算期間	2.22
第10計算期間	0.44
第11計算期間	3.24
第12計算期間	2.19
第13計算期間	8.19
第14計算期間	3.56
第15計算期間	4.45
第16計算期間	2.26
第17計算期間	3.18
第18計算期間	4.41
第19計算期間	2.11
第20計算期間	0.21
第21計算期間	2.85
第22計算期間	3.94

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	619,326,676	28,200,832	591,125,844
第2計算期間	95,302,961	3,286,025	683,142,780

第3計算期間	28,071,003	59,316,952	651,896,831
第4計算期間	63,760,109	112,326,220	603,330,720
第5計算期間	340,375,271	67,526,951	876,179,040
第6計算期間	4,033,152	61,093,617	819,118,575
第7計算期間	5,120,677	41,540,576	782,698,676
第8計算期間	81,672	36,963,432	745,816,916
第9計算期間	941,444	317,670,932	429,087,428
第10計算期間	378,028	18,395,799	411,069,657
第11計算期間	11,559,251	13,836,297	408,792,611
第12計算期間	11,050,141	23,459,190	396,383,562
第13計算期間	19,925,568	16,410,133	399,898,997
第14計算期間	7,276,658	1,824,250	405,351,405
第15計算期間	18,947,369	19,845,836	404,452,938
第16計算期間	2,704,425	31,103,863	376,053,500
第17計算期間	14,058,222	12,423,151	377,688,571
第18計算期間	7,922,634	17,285,988	368,325,217
第19計算期間	15,315,892	1,349,150	382,291,959
第20計算期間	9,667,532	12,570,803	379,388,688
第21計算期間	1,640,854	15,003,999	366,025,543
第22計算期間	4,347,788	5,262,517	365,110,814

【スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(成長型)】

(1) 【投資状況】

令和4年 6月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	199,296,649	68.67
投資証券	アメリカ	84,141,563	28.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,795,963	2.34
純資産総額		290,234,175	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年 6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	17,413,812	3.0439	53,006,427	2.9677	51,678,969	17.81
アメリカ	投資証券	ISHARES GOLD TRUST	10,186	4,860.34	49,507,431	4,722.29	48,101,286	16.57
日本	投資信託受益 証券	MUAM インデックスファンドTOPIX i(適格機関投資家限定)	26,356,697	1.6989	44,777,496	1.6675	43,949,792	15.14
日本	投資信託受益 証券	日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	30,942,065	1.3972	43,232,330	1.3991	43,291,043	14.92
日本	投資信託受益 証券	先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	13,450,135	1.9384	26,072,934	1.9487	26,210,278	9.03
日本	投資信託受益 証券	先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14,112,346	1.8837	26,584,554	1.8356	25,904,622	8.93
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	28,990	669.73	19,415,531	646.22	18,734,006	6.45
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	852	7,637.67	6,507,301	7,588.47	6,465,379	2.23
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,144	5,621.64	6,431,166	5,506.83	6,299,822	2.17
日本	投資信託受益 証券	国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	3,441,163	1.4907	5,129,741	1.4677	5,050,594	1.74
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,365	3,367.79	4,597,040	3,326.79	4,541,070	1.56
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	1,592,787	1.2184	1,940,651	1.2087	1,925,201	0.66
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	313,883	1.5281	479,644	1.5245	478,514	0.16
日本	投資信託受益 証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	460,593	0.9497	437,425	0.9291	427,936	0.15
日本	投資信託受益 証券	国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	372,694	1.0237	381,526	1.0188	379,700	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	68.67
投資証券	28.99
合計	97.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成29年 3月13日)	477,693,629	488,775,469	10,001	10,233
第2計算期間末日 (平成29年 6月13日)	597,039,249	608,801,265	10,000	10,197
第3計算期間末日 (平成29年 9月13日)	565,819,999	579,909,559	10,000	10,249
第4計算期間末日 (平成29年12月13日)	463,193,145	484,083,825	10,000	10,451
第5計算期間末日 (平成30年 3月13日)	452,220,891	452,220,891	9,756	9,756
第6計算期間末日 (平成30年 6月13日)	383,949,062	383,949,062	9,974	9,974
第7計算期間末日 (平成30年 9月13日)	341,176,667	341,176,667	9,773	9,773
第8計算期間末日 (平成30年12月13日)	792,367,868	792,367,868	9,519	9,519
第9計算期間末日 (平成31年 3月13日)	707,890,808	707,890,808	9,779	9,779
第10計算期間末日 (令和 1年 6月13日)	606,472,209	606,472,209	9,798	9,798
第11計算期間末日 (令和 1年 9月13日)	600,219,684	610,362,923	10,000	10,169
第12計算期間末日 (令和 1年12月13日)	604,798,285	626,449,305	10,000	10,358
第13計算期間末日 (令和 2年 3月13日)	546,918,332	546,918,332	8,774	8,774
第14計算期間末日 (令和 2年 6月15日)	486,609,915	486,609,915	9,326	9,326
第15計算期間末日 (令和 2年 9月14日)	516,371,523	516,371,523	9,886	9,886
第16計算期間末日 (令和 2年12月14日)	404,263,972	412,551,476	10,000	10,205
第17計算期間末日 (令和 3年 3月15日)	352,480,751	368,764,622	10,000	10,462
第18計算期間末日 (令和 3年 6月14日)	289,434,442	306,597,428	10,000	10,593
第19計算期間末日 (令和 3年 9月13日)	298,542,739	307,827,177	10,000	10,311
第20計算期間末日 (令和 3年12月13日)	305,367,242	305,367,242	9,983	9,983
第21計算期間末日 (令和 4年 3月14日)	285,190,173	285,190,173	9,597	9,597
第22計算期間末日 (令和 4年 6月13日)	288,516,574	293,104,183	10,000	10,159
令和 3年 6月末日	292,629,606		9,925	
7月末日	296,493,930		10,006	
8月末日	302,273,672		10,128	
9月末日	292,933,175		9,773	
10月末日	299,689,045		10,021	
11月末日	300,205,886		9,894	
12月末日	305,288,014		10,204	
令和 4年 1月末日	284,905,996		9,626	
2月末日	286,228,853		9,651	
3月末日	309,702,501		10,414	
4月末日	287,093,275		10,016	
5月末日	293,694,669		10,012	
6月末日	290,234,175		9,829	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	232円
第2計算期間	197円
第3計算期間	249円
第4計算期間	451円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	169円
第12計算期間	358円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	205円
第17計算期間	462円
第18計算期間	593円
第19計算期間	311円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	159円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.33
第2計算期間	1.95
第3計算期間	2.49
第4計算期間	4.51
第5計算期間	2.44
第6計算期間	2.23
第7計算期間	2.01
第8計算期間	2.59
第9計算期間	2.73
第10計算期間	0.19
第11計算期間	3.78
第12計算期間	3.58
第13計算期間	12.26

第14計算期間	6.29
第15計算期間	6.00
第16計算期間	3.22
第17計算期間	4.62
第18計算期間	5.93
第19計算期間	3.11
第20計算期間	0.17
第21計算期間	3.86
第22計算期間	5.85

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

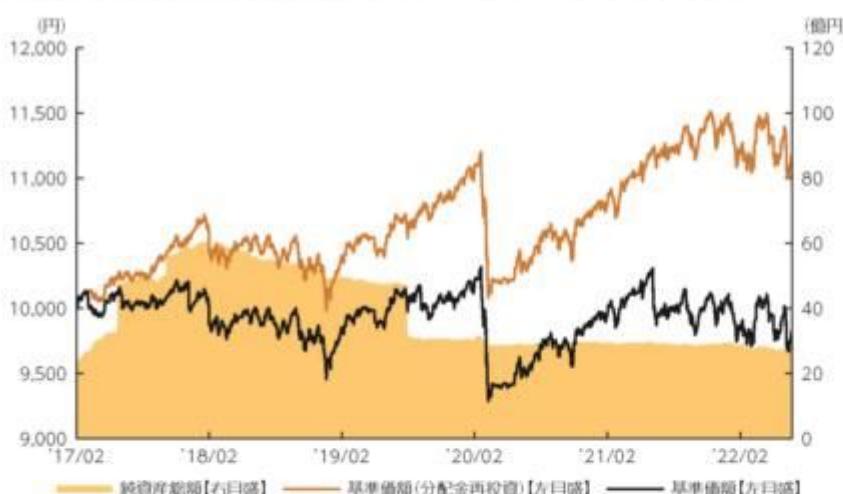
	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	478,160,196	494,659	477,665,537
第2計算期間	166,703,538	47,312,401	597,056,674
第3計算期間	16,390,033	47,600,922	565,845,785
第4計算期間	26,397,332	129,035,122	463,207,995
第5計算期間	38,491,458	38,184,112	463,515,341
第6計算期間	2,539,873	81,105,774	384,949,440
第7計算期間	713,454	36,577,833	349,085,061
第8計算期間	497,373,180	14,045,531	832,412,710
第9計算期間	7,414,414	115,936,606	723,890,518
第10計算期間	2,092,871	107,004,012	618,979,377
第11計算期間	3,019,359	21,807,068	600,191,668
第12計算期間	10,806,217	6,220,763	604,777,122
第13計算期間	22,072,918	3,491,285	623,358,755
第14計算期間	4,145,768	105,730,707	521,773,816
第15計算期間	8,305,019	7,779,175	522,299,660
第16計算期間	5,918,419	123,949,572	404,268,507
第17計算期間	9,114,954	60,918,718	352,464,743
第18計算期間	8,563,899	71,602,228	289,426,414
第19計算期間	10,799,600	1,691,027	298,534,987
第20計算期間	13,446,654	6,097,114	305,884,527
第21計算期間	5,650,235	14,374,879	297,159,883
第22計算期間	7,604,235	16,235,247	288,528,871

参考情報



運用実績

2022年6月30日現在

安定型**■ 基準価額・純資産の推移** 2017年2月7日(設定日)～2022年6月30日

- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	9,800円
純 資 産 総 額	27.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

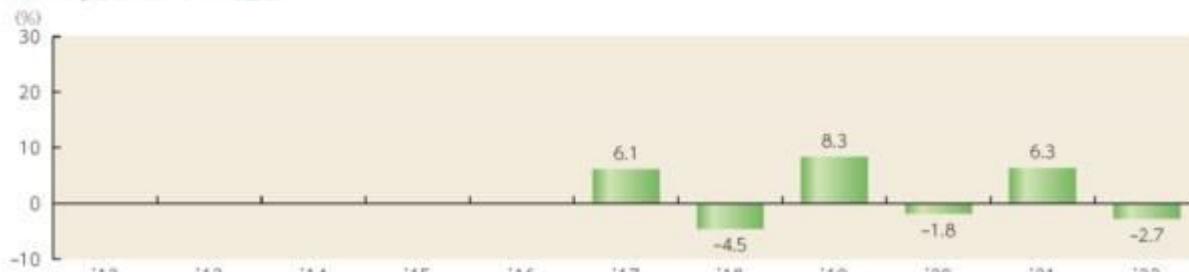
2022年 6月	0円
2022年 3月	0円
2021年12月	0円
2021年 9月	132円
2021年 6月	308円
2021年 3月	34円
直近1年間累計	132円
設定来累計	1,300円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	26.3%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.6%
iシェアーズ ゴールド・トラスト	11.3%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.4%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.3%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	7.9%
その他	23.7%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

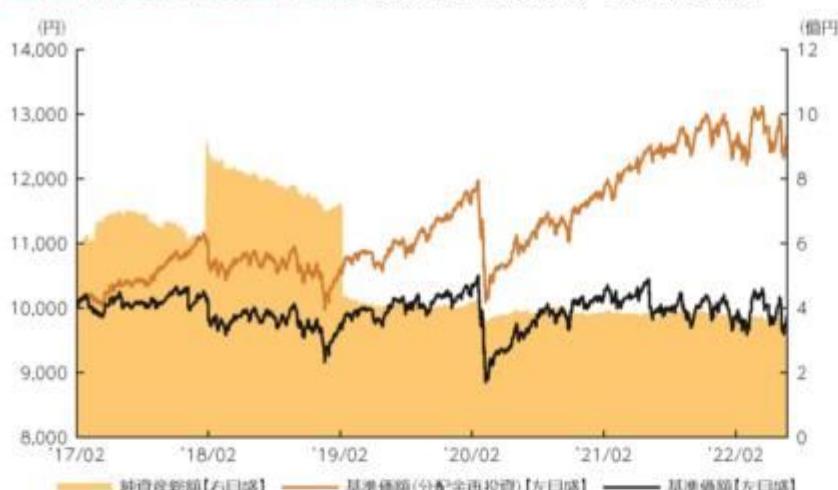
■ 年間收益率の推移

- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2017年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの收益率を表示
- ・ファンダにペンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

安定成長型

■ 基準価額・純資産の推移 2017年2月7日(設定日)～2022年6月30日



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示。

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	9,820円
純資産総額	3.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 6月	76円
2022年 3月	0円
2021年12月	0円
2021年 9月	211円
2021年 6月	441円
2021年 3月	318円
直近1年間累計	287円
設定来累計	2,533円

・分配金は1万口当たり、税引前

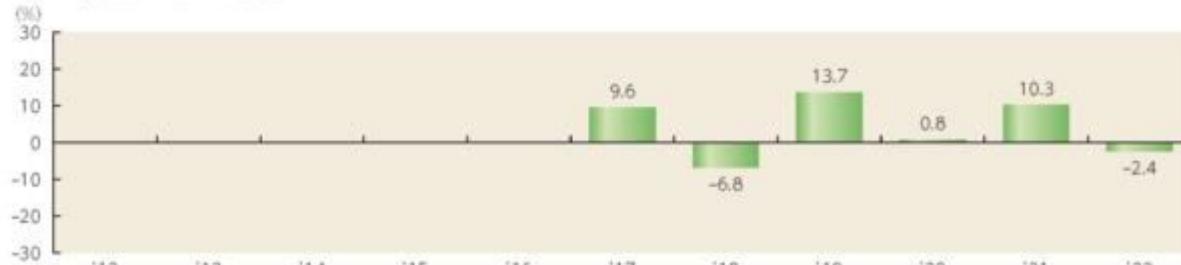
■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
iシェアーズ ゴールド・トラスト	16.1%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	13.1%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	11.7%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.7%
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.4%
先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	6.7%
その他	26.4%
コールローン他 (負債控除後)	2.9%
合計	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

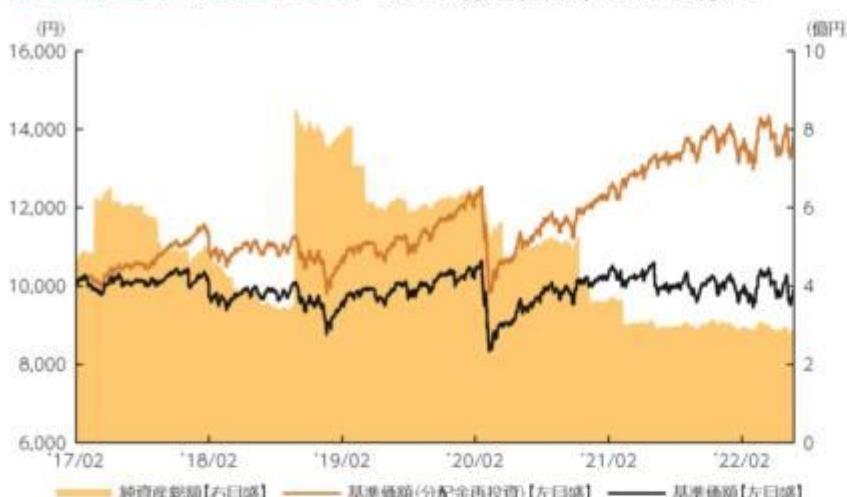
・2017年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの收益率を表示

・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

成長型

■ 基準価額・純資産の推移 2017年2月7日(設定日)～2022年6月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	9,829円
純資産総額	2.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 6月	159円
2022年 3月	0円
2021年12月	0円
2021年 9月	311円
2021年 6月	593円
2021年 3月	462円
直近1年間累計	470円
設定来累計	3,386円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	17.8%
シェアーズ ゴールド・トラスト	16.6%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	15.1%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.9%
先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	9.0%
先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.9%
その他	15.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%
合計	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2017年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの收益率を表示

・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位
販売会社が定める単位

申込価額
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
三菱UFJ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料
申込価額（発行価格）×1.10%（税抜1.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。
また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することができます。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2027年3月12日まで(2017年2月7日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年3月14日から6月13日まで、6月14日から9月13日まで、9月14日から12月13日まで、および12月14日から翌年3月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還せます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議につ

いて賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6カ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

スイッチング

各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 四半期決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年12月14日から令和4年6月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(安定型)】

(1) 【貸借対照表】

	(単位:円)	
	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	458,111	1,245,009
コール・ローン	66,610,571	87,372,228
投資信託受益証券	2,437,453,328	2,225,281,431
投資証券	400,923,011	429,607,797
未収入金	-	11,642,947
未収配当金	-	65,764
流動資産合計	<u>2,905,445,021</u>	<u>2,755,215,176</u>
資産合計	<u>2,905,445,021</u>	<u>2,755,215,176</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	79,251	4,280,096
未払解約金	1,074,538	-
未払受託者報酬	236,665	227,748
未払委託者報酬	6,863,229	6,604,683
未払利息	17	89
その他未払費用	25,999	25,023
流動負債合計	<u>8,279,699</u>	<u>11,137,639</u>
負債合計	<u>8,279,699</u>	<u>11,137,639</u>
純資産の部		
元本等		
元本	2,901,356,481	2,756,045,477
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,191,159	11,967,940
(分配準備積立金)	847,929	866,694
元本等合計	<u>2,897,165,322</u>	<u>2,744,077,537</u>
純資産合計	<u>2,897,165,322</u>	<u>2,744,077,537</u>
負債純資産合計	<u>2,905,445,021</u>	<u>2,755,215,176</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和3年 6月15日 至 令和3年12月13日	当期 自 令和3年12月14日 至 令和4年 6月13日
営業収益		
受取配当金	2,193,309	2,302,302
受取利息	116	70
有価証券売買等損益	43,201,600	13,842,448
為替差損益	2,113,231	14,238,625
営業収益合計	47,508,256	2,698,549
営業費用		
支払利息	8,705	3,980
受託者報酬	475,416	464,221
委託者報酬	13,787,012	13,462,373
その他費用	97,684	97,077
営業費用合計	14,368,817	14,027,651
営業利益又は営業損失()	33,139,439	11,329,102
経常利益又は経常損失()	33,139,439	11,329,102
当期純利益又は当期純損失()	33,139,439	11,329,102
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	82,983	1,928,010
期首剩余金又は期首次損金()	6,899	4,191,159
剩余金増加額又は欠損金減少額	507,060	1,852,666
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	66	1,852,666
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	506,994	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,621	228,355
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,621	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	228,355
分配金	37,912,121	-
期末剩余金又は期末欠損金()	4,191,159	11,967,940

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
1. 期首元本額	2,881,680,552円	2,901,356,481円
期中追加設定元本額	118,316,843円	68,609,918円
期中一部解約元本額	98,640,914円	213,920,922円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,191,159円	11,967,940円
3. 受益権の総数	2,901,356,481口	2,756,045,477口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年 6月15日 至 令和3年12月13日	当期 自 令和3年12月14日 至 令和4年 6月13日												
1. 分配金の計算過程 第19期 令和3年 6月15日 令和3年 9月13日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">項目</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,660,931円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,660,931円	1. 分配金の計算過程 第21期 令和3年12月14日 令和4年 3月14日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">項目</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	1,660,931円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	円											

前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日			当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	36,305,369円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	179,780円	収益調整金額	C	202,357円
分配準備積立金額	D	805,042円	分配準備積立金額	D	806,842円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		38,951,122円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		1,009,199円
当ファンドの期末残存口数 F		2,872,130,384口	当ファンドの期末残存口数 F		2,788,744,295口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		135円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		3円
1万口当たり分配金額 H		132円	1万口当たり分配金額 H		円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		37,912,121円	収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		円
第20期					
令和 3年 9月14日					
令和 3年12月13日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額 A		円	費用控除後の配当等収益額 A		80,433円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 B		円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 B		円
収益調整金額 C		201,644円	収益調整金額 C		211,361円
分配準備積立金額 D		847,929円	分配準備積立金額 D		786,261円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		1,049,573円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		1,078,055円
当ファンドの期末残存口数 F		2,901,356,481口	当ファンドの期末残存口数 F		2,756,045,477口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		3円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		3円
1万口当たり分配金額 H		円	1万口当たり分配金額 H		円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		円	収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資してお ります。当該投資対象は、価格変動リス ク、為替リスク等の市場リスク、信用リ スクおよび流動性リスクに晒されており ます。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投 資しております。当該投資対象は、価格 変動リスク等の市場リスク、信用リスク および流動性リスクに晒されておりま す。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るた めに、為替予約取引を利用しておりま す。当該デリバティブ取引は、為替相場 の変動による市場リスクおよび信用リス ク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為 替予約取引を利用しております。当該デ リバティブ取引は、為替相場の変動によ る市場リスクおよび信用リスク等を有し ておりますが、ごく短期間で実際に外貨 の受渡を伴うことから、為替相場の変動 によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に關 する事項についての契約額等は、あくま でもデリバティブ取引における名目的な 契約額または計算上の想定元本であり、 当該金額自体がデリバティブ取引のリス クの大きさを示すものではありません。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切 にコントロールするため、委託会社で は、運用部門において、ファンドに含ま れる各種投資リスクを常時把握しつつ、 ファンドのコンセプトに沿ったリスクの 範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部 署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果 は運用管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左

区分	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	413,317	65,977,265
投資証券	970,714	28,872,900
合計	1,384,031	37,104,365

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和3年12月13日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	314,401,539	314,480,790	79,251
	合計	314,401,539	314,480,790	79,251

当期 [令和4年6月13日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	317,968,384	322,248,480	4,280,096
	合計	317,968,384	322,248,480	4,280,096

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9986円 (9,986円)	0.9957円 (9,957円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	71,702,254	220,685,197	

MUAM インデックスファンドTOPIX i(適格機関投資家限定)	128,468,305	219,565,180		
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	222,149,598	227,414,543		
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	310,392,360	294,779,624		
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	150,776,887	211,328,884		
先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	58,880,400	114,534,154		
先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	56,615,905	107,400,371		
国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	9,099,339	13,564,384		
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	589,832,811	718,652,296		
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	63,711,013	97,356,798		
円合計	1,661,628,872	2,225,281,431		
アメリカ ドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,715 42,257.60	
		ISHARES GOLD TRUST	67,876 2,413,670.56	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	124,043 607,810.70	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,336 54,949.68	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	1,138 63,591.44	
アメリカドル合計		196,108	3,182,279.98 (429,607,797)	
合計			2,654,889,228 (429,607,797)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 5銘柄	100.00%	16.18%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(安定成長型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	164,094	499,751
コール・ローン	16,502,469	25,447,104
投資信託受益証券	281,599,646	251,458,887
投資証券	81,413,134	91,468,302
未収入金	-	1,000,000
未収配当金	-	21,752
流動資産合計	<u>379,679,343</u>	<u>369,895,796</u>
資産合計	<u>379,679,343</u>	<u>369,895,796</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,958	813,534
未払収益分配金	-	2,774,842
未払解約金	-	208,871
未払受託者報酬	31,579	30,024
未払委託者報酬	1,020,832	970,706
未払利息	4	26
その他未払費用	3,444	3,276
流動負債合計	<u>1,070,817</u>	<u>4,801,279</u>
負債合計	<u>1,070,817</u>	<u>4,801,279</u>
純資産の部		
元本等		
元本	379,388,688	365,110,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	780,162	16,297
(分配準備積立金)	16,050	121,108
元本等合計	<u>378,608,526</u>	<u>365,094,517</u>
純資産合計	<u>378,608,526</u>	<u>365,094,517</u>
負債純資産合計	<u>379,679,343</u>	<u>369,895,796</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
営業収益		
受取配当金	494,075	503,614
受取利息	20	5
有価証券売買等損益	8,545,321	947,055
為替差損益	608,132	4,150,655
営業収益合計	9,647,548	5,601,329
営業費用		
支払利息	1,166	460
受託者報酬	62,715	60,432
委託者報酬	2,027,409	1,953,931
その他費用	39,170	49,703
営業費用合計	2,130,460	2,064,526
営業利益又は営業損失()	7,517,088	3,536,803
経常利益又は経常損失()	7,517,088	3,536,803
当期純利益又は当期純損失()	7,517,088	3,536,803
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	124,998	151,920
期首剩余金又は期首次損金()	10,732	780,162
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,957	191,911
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,957	191,911
剩余金減少額又は欠損金増加額	119,581	38,087
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	22	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	119,559	38,087
分配金	8,066,360	2,774,842
期末剩余金又は期末欠損金()	780,162	16,297

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年 6月13日現在]
1. 期首元本額	368,325,217円	379,388,688円
期中追加設定元本額	24,983,424円	5,988,642円
期中一部解約元本額	13,919,953円	20,266,516円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	780,162円	16,297円
3. 受益権の総数	379,388,688口	365,110,814口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年 6月15日 至 令和3年12月13日	当期 自 令和3年12月14日 至 令和4年 6月13日												
1. 分配金の計算過程 第19期 令和3年 6月15日 令和3年 9月13日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">項目</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>376,270円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	376,270円	1. 分配金の計算過程 第21期 令和3年12月14日 令和4年 3月14日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">項目</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	376,270円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	円											

前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日			当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	7,706,494円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	円	収益調整金額	C	1,331円
分配準備積立金額	D	179円	分配準備積立金額	D	15,417円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,082,943円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,748円
当ファンドの期末残存口数	F	382,291,959口	当ファンドの期末残存口数	F	366,025,543口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	211円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	円
1万口当たり分配金額	H	211円	1万口当たり分配金額	H	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,066,360円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

第20期
令和 3年 9月14日
令和 3年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	905円
分配準備積立金額	D	16,050円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,955円
当ファンドの期末残存口数	F	379,388,688口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	円
1万口当たり分配金額	H	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

第22期
令和 4年 3月15日
令和 4年 6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,913円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	2,853,841円
収益調整金額	C	1,562円
分配準備積立金額	D	15,196円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,897,512円
当ファンドの期末残存口数	F	365,110,814口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	79円
1万口当たり分配金額	H	76円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,774,842円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資してお ります。当該投資対象は、価格変動リス ク、為替リスク等の市場リスク、信用リ スクおよび流動性リスクに晒されており ます。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投 資しております。当該投資対象は、価格 変動リスク等の市場リスク、信用リスク および流動性リスクに晒されておりま す。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るた めに、為替予約取引を利用しておりま す。当該デリバティブ取引は、為替相場 の変動による市場リスクおよび信用リス ク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為 替予約取引を利用しております。当該デ リバティブ取引は、為替相場の変動によ る市場リスクおよび信用リスク等を有し ておりますが、ごく短期間で実際に外貨 の受渡を伴うことから、為替相場の変動 によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に關 する事項についての契約額等は、あくま でもデリバティブ取引における名目的な 契約額または計算上の想定元本であり、 当該金額自体がデリバティブ取引のリス クの大きさを示すものではありません。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切 にコントロールするため、委託会社で は、運用部門において、ファンドに含ま れる各種投資リスクを常時把握しつつ、 ファンドのコンセプトに沿ったリスクの 範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部 署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果 は運用管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左

区分	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	477,758	15,317,378
投資証券	186,025	6,264,902
合計	663,783	9,052,476

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和3年12月13日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	59,340,312	59,355,270	14,958
	合計	59,340,312	59,355,270	14,958

当期 [令和4年6月13日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	60,400,194	61,213,728	813,534
	合計	60,400,194	61,213,728	813,534

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9979円 (9,979円)	1.0000円 (10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	15,331,582	47,187,543	

MUAM インデックスファンドTOPIX i(適格機関投資家限定)	25,391,922	43,397,333	
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	10,418,797	10,665,722	
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	13,172,812	12,510,219	
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	30,208,819	42,340,680	
先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12,438,988	24,196,319	
先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12,382,143	23,488,925	
国内リートインデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	3,256,850	4,854,986	
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	25,709,055	31,323,912	
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7,521,267	11,493,248	
円合計	155,832,235	251,458,887	
アメリカ ドル	投資証券 ISHARES GLOBAL REIT ETF	459	11,309.76
	ISHARES GOLD TRUST	12,904	458,866.24
	ISHARES JPM USD EM BND USD A	32,788	160,661.20
	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	550	22,621.50
	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	431	24,084.28
アメリカドル合計	47,132	677,542.98 (91,468,302)	
合計		342,927,189 (91,468,302)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 5銘柄	100.00%	26.67%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【スマート・クオリティ・オープン・ゴールド(成長型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	247,079	683,779
コール・ローン	13,661,075	21,175,378
投資信託受益証券	208,329,703	177,551,190
投資証券	81,951,876	88,213,719
未収入金	2,100,000	7,000,000
未収配当金	-	50,577
流動資産合計	306,289,733	294,674,643
資産合計	306,289,733	294,674,643
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,785	679,409
未払収益分配金	-	4,587,609
未払受託者報酬	24,740	24,230
未払委託者報酬	882,277	864,160
未払利息	3	21
その他未払費用	2,686	2,640
流動負債合計	922,491	6,158,069
負債合計	922,491	6,158,069
純資産の部		
元本等		
元本	305,884,527	288,528,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	517,285	12,297
(分配準備積立金)	168,773	375,073
元本等合計	305,367,242	288,516,574
純資産合計	305,367,242	288,516,574
負債純資産合計	306,289,733	294,674,643

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
営業収益		
受取配当金	532,867	714,986
受取利息	12	3
有価証券売買等損益	9,176,918	1,401,000
為替差損益	895,867	5,483,060
営業収益合計	<u>10,605,664</u>	<u>7,599,049</u>
営業費用		
支払利息	928	521
受託者報酬	49,133	48,502
委託者報酬	1,752,319	1,729,904
その他費用	52,655	49,093
営業費用合計	<u>1,855,035</u>	<u>1,828,020</u>
営業利益又は営業損失()	<u>8,750,629</u>	<u>5,771,029</u>
経常利益又は経常損失()	<u>8,750,629</u>	<u>5,771,029</u>
当期純利益又は当期純損失()	<u>8,750,629</u>	<u>5,771,029</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	11,441	1,091,440
期首剩余金又は期首次損金()	8,028	517,285
剩余金増加額又は欠損金減少額	19,937	675,141
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	56	675,141
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	19,881	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	262,133
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	262,133
分配金	<u>9,284,438</u>	<u>4,587,609</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>517,285</u>	<u>12,297</u>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
1. 期首元本額	289,426,414円	305,884,527円
期中追加設定元本額	24,246,254円	13,254,470円
期中一部解約元本額	7,788,141円	30,610,126円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	517,285円	12,297円
3. 受益権の総数	305,884,527口	288,528,871口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年6月15日 至 令和3年12月13日	当期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日
1. 分配金の計算過程 第19期 令和3年6月15日 令和3年9月13日	1. 分配金の計算過程 第21期 令和3年12月14日 令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	400,606円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円

前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日			当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日																																
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	8,877,063円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																														
収益調整金額	C	33,454円	収益調整金額	C	49,511円																														
分配準備積立金額	D	179,011円	分配準備積立金額	D	160,902円																														
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,490,134円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	210,413円																														
当ファンドの期末残存口数	F	298,534,987口	当ファンドの期末残存口数	F	297,159,883口																														
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	317円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7円																														
1万口当たり分配金額	H	311円	1万口当たり分配金額	H	円																														
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,284,438円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																														
第20期 令和 3年 9月14日 令和 3年12月13日																																			
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>42,901円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>168,773円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>211,674円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>305,884,527口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>						項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	42,901円	分配準備積立金額	D	168,773円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	211,674円	当ファンドの期末残存口数	F	305,884,527口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																			
費用控除後の配当等収益額	A	円																																	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円																																	
収益調整金額	C	42,901円																																	
分配準備積立金額	D	168,773円																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	211,674円																																	
当ファンドの期末残存口数	F	305,884,527口																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6円																																	
1万口当たり分配金額	H	円																																	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																	
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>58,254円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>4,752,238円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>52,365円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>152,190円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>5,015,047円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>288,528,871口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>173円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>159円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>4,587,609円</td></tr> </tbody> </table>						項目			費用控除後の配当等収益額	A	58,254円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	4,752,238円	収益調整金額	C	52,365円	分配準備積立金額	D	152,190円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,015,047円	当ファンドの期末残存口数	F	288,528,871口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	173円	1万口当たり分配金額	H	159円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,587,609円
項目																																			
費用控除後の配当等収益額	A	58,254円																																	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	4,752,238円																																	
収益調整金額	C	52,365円																																	
分配準備積立金額	D	152,190円																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,015,047円																																	
当ファンドの期末残存口数	F	288,528,871口																																	
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	173円																																	
1万口当たり分配金額	H	159円																																	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,587,609円																																	

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日	当期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資してお ります。当該投資対象は、価格変動リス ク、為替リスク等の市場リスク、信用リ スクおよび流動性リスクに晒されており ます。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投 資しております。当該投資対象は、価格 変動リスク等の市場リスク、信用リスク および流動性リスクに晒されておりま す。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るた めに、為替予約取引を利用しておりま す。当該デリバティブ取引は、為替相場 の変動による市場リスクおよび信用リス ク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為 替予約取引を利用しております。当該デ リバティブ取引は、為替相場の変動によ る市場リスクおよび信用リスク等を有し ておりますが、ごく短期間で実際に外貨 の受渡を伴うことから、為替相場の変動 によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に關 する事項についての契約額等は、あくま でもデリバティブ取引における名目的な 契約額または計算上の想定元本であり、 当該金額自体がデリバティブ取引のリス クの大きさを示すものではありません。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切 にコントロールするため、委託会社で は、運用部門において、ファンドに含ま れる各種投資リスクを常時把握しつつ、 ファンドのコンセプトに沿ったリスクの 範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部 署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果 は運用管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左

区分	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年12月13日現在]	当期 [令和 4年 6月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	493,780	14,397,759
投資証券	85,799	6,272,979
合計	407,981	8,124,780

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和 3年12月13日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	うち1年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	50,717,245		50,730,030	12,785
	合計	50,717,245		50,730,030	12,785

当期 [令和 4年 6月13日現在]

区分	種類	契約額等(円)			評価損益(円)
			うち1年超	時価(円)	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	50,421,919			
				51,101,328	679,409
			合計	51,101,328	679,409

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9983円 (9,983円)	1.0000円 (10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	14,667,311	45,143,049	

MUAM インデックスファンドTOPIX i (適格機関投資家限定)	22,004,441	37,607,790		
国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	372,694	381,526		
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	460,593	437,425		
日本株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	27,162,398	38,070,817		
先進国株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	12,472,160	24,260,845		
先進国株式クオリティ・インデックスファンド (適格機関投資家限定)	12,704,113	24,099,702		
国内リートインデックス・ファンド (適格機関投資家限定)	3,441,163	5,129,741		
MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	1,592,787	1,940,651		
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	313,883	479,644		
円合計	95,191,543	177,551,190		
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,365 33,633.60	
		ISHARES GOLD TRUST	10,773 383,087.88	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	28,990 142,051.00	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,144 47,052.72	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	852 47,609.76	
アメリカドル合計		43,124	653,434.96 (88,213,719)	
合計			265,764,909 (88,213,719)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 5銘柄	100.00%	33.19%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業を行っています。

2022年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	904	19,365,803
追加型公社債投資信託	16	1,403,852
単位型株式投資信託	93	425,414
単位型公社債投資信託	52	160,162
合計	1,065	21,355,231

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2,726	7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	65,808	65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費		76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定期

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めてあります。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	-	-	-

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債 務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051~0.59%	0.078~0.72%
長期期待運用收益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
 繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
 繰延税金資産の純額	 916,962	 982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期(令和3年3月31日現在)及び第37期(令和4年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行株	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2022年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年12月28日	臨時報告書
2022年 3月11日	有価証券届出書
2022年 3月11日	有価証券報告書
2022年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定型）の令和3年12月14日から令和4年6月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定型）の令和4年6月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定成長型）の令和3年12月14日から令和4年6月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（安定成長型）の令和4年6月13日現在の信託財産の状態及び同日をもつて終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン・ゴールド（成長型）の令和3年12月14日から令和4年6月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン・ゴールド（成長型）の令和4年6月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。